

10月から旧 恩給を

けるものではありませんが、以下その大要について紹介します。

恩給年額を増額

従来、旧軍人、昭和28年12月31日以前に退職した文官、その遺族の年金である恩給額は一五、〇〇〇円ベースの俸給額に相応したものを基準にして算定されていましたが、これを次のように増額することになりました。

1 公務扶助料（公務死亡者の遺族に対する扶助料）

円の半額九、六一〇円プラス現行額五三、二〇〇円の合計六一、八一〇円が支給されることになり昭和39年8月からは五三、二〇〇円と一九、二〇〇円の合計七二、四〇〇円が支給されるわけですが

2

増加恩給（公務傷病者に対する傷病恩給並びに併給される普通恩給）

○増加恩給（併給の普通恩給を含む）

これは公務傷病者のなかでも、項症に属するもので、公務在職期間の長短にかかわらず普通恩給を併せて支給されるものです

昭和37年10月から二四、〇〇〇円ベースの俸給額を基準とした年額に引

十月から引上額の半額を、昭和39年7月から引上額の

に処せられたことによる失権失格の場合、執行猶予

改定請求の必要はありません。

いずはら、あちら、こちら

高 灯 籠

たかとうろう
厳原八幡宮の境内にある陶山訥庵先生頌徳碑の下に、春日灯籠がある。この灯籠は、

原の東浜長崎米穀KKの海岸に在ったのを、昭和初年頃厳原八幡宮境内の現在地に移されたものである。この灯籠と同型のものが、対岸の大洋漁業KK厳原出張所前にもあったと記録にのこっている。

西の浜の「矢来」といわれる防波堤に隠れ

た船溜りに入港する船は、この二つの灯籠の灯を頼りにはたかである。

厳原港の灯台といえは、耶良崎にあるが、すでに藩政時代にもあって、そこには、現在も灯台役人の見張台が残存している。現在の灯台は、昭和三十一年三月一日に新設されたものであるが、その際取り除かれた、「明治九年歳丙子八月諸船航海為便利建之」と、厳原在住の問屋四人の名前を彫りこまれた灯台は、天道茂吉田善助氏の庭に保存されている。

